

先端産業分野を担う人材育成事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、先端産業分野を担う人材の育成を図るため、講座開催等の人材育成事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において県内中小企業とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する企業で、かつ埼玉県内に登記簿上の本店及び主たる事業所若しくは埼玉県内に技術開発又は生産の拠点を有する企業をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、「埼玉県と国立大学法人埼玉大学との相互協力・連携に関する協定書」第2条（6）及び第3条に基づき締結した「埼玉県と国立大学法人埼玉大学との先端産業分野を担う人材育成に関する覚書」に基づき、国立大学法人埼玉大学とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、以下の全ての要件を満たすものとする。ただし、知事が特別に認めた場合は、この限りでない。

- (1) デジタル技術を活用した製品開発を担える人材の育成事業であること。
- (2) 県内中小企業の役員及び従業員を対象とした事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助の割合)

第6条 前条の経費に対する補助は定額とし、予算の範囲内で知事の定める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

3 補助事業者は、交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 県は、交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認められた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 県は、前条第3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(計画の変更)

- 第9条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第3号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し相当と認められるときは、様式第4号の計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第12条 補助事業者は、知事が求めたときは、遂行状況について様式第7号の報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。
- 2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した（補助事業の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）日から30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までとする。
 - 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定通知)

- 第14条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第9号により行う。

(補助金の支払)

- 第15条 補助金の支払は、精算払いによるものとする。補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10号の補助金の交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。
- 2 知事は、補助金交付請求書の内容を審査し、相当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第16条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、事業完了（当該財産の取得）後5年とする。

(財産の処分制限)

第17条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、当該財産の取得価格が50万円以上のものとする。

- 2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業等の公開)

第19条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（補助事業者名、補助事業の内容、補助金額等）を公開することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。